

山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に存在する空き家の有効活用を通して、山都町と都市住民等との交流拡大及び移住定住の促進による地域の活性化を図るため、空き家の家財等の処分等を行う者に対して山都町空き家家財等撤去支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、山都町補助金等交付規則(平成17年山都町規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、規則及び山都町空き家バンク制度実施要綱(平成28年山都町告示第53号)(以下「空き家バンク要綱」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録空き家 空き家バンク要綱第4条第2項の規定により空き家バンクに登録されたものをいう。
- (2) 入居者 登録空き家に売買又は賃貸借契約に基づいて入居する者をいう。
- (3) 家財等 登録空き家内にあって所有者等が所有権を有している一般廃棄物及び特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)により指定された特定家庭用機器廃棄物をいう。

(補助金の交付)

第3条 町は、空き家の家財等の処分等を行う者に対し予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象物件)

第4条 補助金の交付の対象となる空き家(以下「補助対象物件」という。)は、登録空き家のうち、現に居住していないものとする。ただし、過去において山都町山の都創造事業補助金交付要綱による山の都の定住支援事業、山都町空き家改修・活用事業補助金、山都町山の都定住支援事業補助金における補助金の交付を受けた物件は除外する。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、登録空き家の所有者等又は入居者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- （1） 町税等を滞納していないこと。
- （2） 補助対象者及びその世帯の構成員に、暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が含まれていないこと。
- （3） 契約等に係る相手方が3親等以内の親族でない者
（補助対象事業）

第6条 補助対象事業は、補助対象物件の家財等の処分及び運搬する事業で、補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業の実施に要する経費として次の各号に掲げるものとする。

- （1） 家財等の処分に要する経費
- （2） 山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年山都町条例第104号）第13条に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者が行う、家財等の収集又は運搬に要する経費
- （3） その他町長が必要と認める経費

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象経費（取引に係る消費税額及び地方消費税の額を除く。）の総額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

2 この要綱による補助金の交付は、同一の補助対象物件に対し、1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第9条 規則第3条第1項の申請書は、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- （1） 位置図
- （2） 見積書の写し又は補助対象経費の内訳がわかるもの

- (3) 家財等の状況がわかる写真
 - (4) 町税等の納付状況確認に要する同意書
 - (5) 登録空き家に係る売買又は賃貸借契約書の写し(入居者が申請する場合に限る。)
 - (6) 承諾書(様式第2号)(入居者が申請する場合に限る。)
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定の通知)

第10条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(補助金の変更の申請)

第11条 規則第7条第1項の変更申請書は、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金変更承認申請書(様式第4号)によるものとする。ただし、交付決定した補助金の額の変更を伴わない軽微なものについては、当該変更申請を省略することができる。

2 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助金の変更決定の通知は、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第5号)によるものとする。

(交付申請の取下げ)

第12条 交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事情により補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに山都町空き家家財等撤去支援事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の実績報告書は、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金実績報告書(様式第7号)によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号の掲げる書類とする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 補助対象事業の実施状況が確認できる写真

(3) 補助対象事業の完了が確認できる写真

(4) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業が完了した日から30日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付確定通知書(様式第8号)によるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 規則第16条第1項の請求書は、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付請求書(様式第9号)によるものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 町長は、交付決定者が規則第17条第1項に定めるもののほか次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第5条に規定する補助対象者に該当しないことが判明したとき。

(3) 補助金の交付日から起算して5年以内に、正当な理由無く補助金の交付を行った物件を取り壊したとき。

(4) 補助金の交付日から起算して2年以内に、正当な理由なく補助金の交付を行った物件の空き家バンクの登録を抹消したとき。

(5) その他町長が補助金の交付を不適當と認めるとき。

2 前項及び規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取消したときは、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 規則第18条の規定により補助金の返還を命じたときは、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金返還命令書(様式第11号)により行うものとする。

(終期の設定および見直し)

第18条 この補助金の実施期間は、規則第26条の規定に基づき3年とする。

2 町長は、前項の期間を経過する前に規則第27条の規定に基づき、この補助金の
見直しを行わなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、令和7年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

山都町長

様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付申請書

山都町空き家家財等撤去支援事業補助金について、補助金の交付を受けたいので、山都町
空き家家財等撤去支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

所 在 地	山都町
実 施 期 間	～
補 助 対 象 経 費	円
補助金交付申請額	円
添 付 書 類	(1) 位置図 (2) 見積書の写し又は補助対象経費の内訳がわかるもの (3) 家財等の状況がわかる写真 (4) 町税等の納付状況確認に要する同意書 (5) 登録空き家に係る売買又は賃貸契約書の写し（入居者が申請する場合に限る。） (6) 承諾書（様式第 2 号）（入居者が申請する場合に限る。） (7) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第9条関係）

承 諾 書

山都町長 様

山都町空き家家財等撤去支援事業補助金の実施にあたり、申請者が当該補助金により、私が所有する下記の登録空き家内の家財等の処分を行うことを承諾します。

記

登録空き家の所在地 山都町 _____

事業申請者名 _____

令和 年 月 日

所有者
住 所 _____

氏 名 _____

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

山都町長

山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました山都町空き家家財等撤去支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

所 在 地	山都町
補助金交付決定額	円
交 付 条 件	

様式第4号 (第11条関係)

令和 年 月 日

山都町長 様

住所
氏名
電話番号

山都町空き家家財等撤去支援事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山都町空き家家財等撤去支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付要綱第条第11条第1項の規定により申請します。

記

所 在 地	山都町	
変 更 内 容		
変 更 理 由		
補 助 対 象 経 費	変更前	円
	変更後	円
補助金交付申請額	変更前	円
	変更後	円
添 付 書 類	(1)変更内容のわかる書類（変更に係る見積書等） (2)その他町長が必要と認める書類	

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

山都町長

山都町空き家家財等撤去支援事業補助金変更承認（不承認）通知書

令和 年 月 日付けで変更承認申請のありました山都町空き家家財等撤去支援事業補助金について、下記のとおり承認（不承認）しましたので、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

記

所 在 地	山都町
変 更 内 容	
変 更 前 補助金交付決定額	円
変 更 後 補助金交付決定額	円
交 付 条 件	

様式第6号 (第12条関係)

令和 年 月 日

山都町長 様

住所
申請者氏名
電話番号

山都町空き家家財等撤去支援事業補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山都町空き家家財等撤去支援事業補助金について、下記の理由により中止（廃止）したいので、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により申請します。

記

所在地	山都町
中止理由	

住所
報告者氏名
電話番号

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定あった山都町空き家家財等撤去支援事業補助金について、事業が完了したので、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり報告します。

所 在 地	山都町
補 助 対 象 経 費	円
補助金交付決定額	円
事業完了年月日	令和 年 月 日
添 付 書 類	(1) 領収書の写し (2) 補助対象事業の実施状況が確認できる写真 (3) 補助対象事業の完了が確認できる写真 (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 1 4 条関係）

令和 第 号
年 月 日

様

山都町長

山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった山都町空き家家財等撤去支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

様式第9号（第15条関係）

令和 年 月 日

山都町長 様

住所
請求者氏名
電話番号

山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付確定のあった山都町空き家家財等撤去支援事業補助金について、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、下記とおり請求します。

記

補助金請求額 円

振込先金融機関	金融機関名	
	種 類	普 通 ・ 当 座
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第 10 号（第 16 条関係）

令和 年 月 日
第 号

様

山都町長

山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した山都町空き家家財等撤去支援事業補助金について、下記のとおり交付決定を取消したので、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により通知します。

記

所在地	山都町
補助金交付決定額	円
補助金交付決定取消額	円
取消し理由	

様式第 1 1 号（第 1 7 条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

山都町長

山都町空き家家財等撤去支援事業補助金返還命令書

令和 年 月 日付け 第 号で取消した山都町空き家家財等撤去支援事業補助金については、山都町空き家家財等撤去支援事業補助金要綱第 1 7 条の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

所 在 地	山都町
返 還 額	円
返 還 期 限	年 月 日
返 還 理 由	